

労働基準監督署内の課名を分かりやすく変更します ～平成22年10月1日から～

茨城労働局

厚生労働省は、10月1日から労働基準監督署内の課名を業務内容に沿った名称に変更します。利用者から問い合わせ先が分かりにくいといったご意見などがあるため、名称変更により、国民サービスの向上に努めます。

現在使用している「第1課」、「第2課」などの課名は、変更後は下の図のようになります。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務、受付窓口等の変更はありません。

●筑西・龍ヶ崎・鹿嶋の各労働基準監督署

(現行)		(変更後)	
第1課	→	監督課	… (監督及び庶務業務担当)
第2課	→	安全衛生課	… (安全衛生業務担当)
第3課	→	労災課	… (労災業務担当)

●古河・常総の各労働基準監督署

(現行)		(変更後)	
第1課	→	監督課	… (監督及び庶務業務担当)
第2課	→	労災・安衛課	… (労災及び安全衛生業務担当)

* 水戸・日立・土浦の各労働基準監督署については、変更はありません。